

「第 111 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 6 年 5 月 28 日（火曜日）に、「第 111 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省共用第 2 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は高橋裕子委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 6 年 6 月に開催される第 55 回残留農薬部会（CCPR）の主な検討議題の説明を行い、令和 6 年 3 月に開催された第 54 回食品衛生部会（CCFH）、令和 6 年 4 月に開催された第 17 回食品汚染物質部会（CCCF）の報告を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 55 回残留農薬部会（CCPR）

仮議題 7 長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ 4）

- （辻山弥生委員）認証標準物質（CRM）は、品質が確保される期限を設けてメーカーが販売しているものであるが、ユーザーが勝手に期限を延長してよいのか疑問。また、CCPR で提案されているモニタリングは厳しいので、新しく CRM を購入するのと変わらないのではないかとも思えるが、途上国から反対はないのか。
- （事務局）コメントは数か国から出てきているが、修正意見等であり、反対意見はない。
- （辻山弥生委員）CRM の期限を勝手に延長して使用した場合、ISO17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の監査において引がかかる。その国だけでなく、認証制度への影響があることを懸念している。このような懸念があることを発言してほしい。会議にはオブザーバーである国際標準化機構（ISO）も参加すると思うので、そういった機関から発言してもらってもよいと思う。
- （事務局）ご意見として承った。

仮議題 8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

- （穂山浩委員）methamidophos は国内で使用されており、コーデックス農薬最大残留基準値（CXL）が削除されると国内に影響があるのではないか。
- （事務局）methamidophos は国内登録はない。acephate は国内登録がある。

- (辻山弥生委員) 何をもって健康への懸念と言っているのか。定義はあるのか。
- (事務局) 各国での再評価の中である程度のリスクがあると評価された場合、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) に再評価が依頼される。そういうものが、健康に懸念のあるものとされている。
- (辻山弥生委員) 急に新たな毒性の知見が出てきたものなのか、農業生産工程管理 (GAP) に基づいて使用しているのに健康への懸念が出てくるのかと疑問に思っていたが、各国での評価に基づき、フレキシブルなものであると理解した。

仮議題 11 CCPR と JMPR の手続強化

- (穂山浩委員) 日本からは専門家の推薦等はしていないのか。
- (事務局) 日本から専門家として参加している者はいる。
- (森田満樹委員) 農薬メーカーの関係者と協議することや、必要に応じてコンサルタント活用等が提案されているが、評価の効率化が進展する一方で、科学的中立性や透明性が確保できなくなる等の懸念はないのか。
- (事務局) そういった懸念はある。科学的中立性が確保されるように対処したい。
- (森田満樹委員) 日本として発言する予定か。
- (事務局) 必要に応じて発言したい。

その他

- (穂山浩委員) 日本からの参加者はどこの省庁か。以前は厚生労働省から参加があったが、厚生労働省から食品衛生基準行政が消費者庁へ移管したことに伴い、消費者庁からも参加があるのか。
- (事務局) 農林水産省の他、消費者庁 (食品衛生基準審査課及び消費者安全課国際食品室)、国立医薬品食品衛生研究所からも参加する。

(2) 第 54 回食品衛生部会 (CCFH)

議題 7 海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改訂原案

- (山口隆司委員) 「水」に関連するすべての文言がスクエアブラケットで維持されることとなったが、水に関する問題は本議題の中で継続審議するのか。
- (事務局) 本ガイドラインの水に関する問題の議論は、「議題 6 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドラインの付属文書 II (魚及び水産製品) 及び III (乳及び乳製品) の文書案 (ステップ 4)」の付属文書 II (魚及び水産製品) の作業完了後に、その内容を踏まえて再開されることとなるので、次々回以降の会合になる。

議題 8 食品の伝統的な市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案

- (山口隆司委員) アジア地域調整部会で屋台、ストリートフード等の議論がされてきた経緯があるが、他の地域調整部会でも同じような議論がされているのか。
- (事務局) いくつかの地域調整部会 (アジアの他には中南米、アフリカ、中近東) において、路上販売食品 (Street-vended Foods) に関する実施規範やガイドラインが策定されている。
- (清水隆司委員) 本ガイドラインが採択されることにより、現在の日本の食品衛生行政上の措置等に対して影響はないという理解で良いか。
- (事務局) 現在でも、食品衛生法において、露天営業の事業者も含め全ての食品事業者に対して HACCP に沿った衛生管理を求めており、本ガイドラインの策定によ

る影響は特に想定していない。

議題 13 その他の事項及び今後の作業

食品中のアレルゲン

(細野秀和委員) 次回会合に先立って、「包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)」と「食品事業者のための食物アレルゲン管理に関する実施規範 (CXC 80-2020)」のアレルゲンの定義の整合に関する討議文書を作成するのはどの国が見込まれているか。日本からも討議文書を提出する意向はあるか。特に、CXC 80-2020 文中の” Allergy” を CXS 1-1985 で定義される” Food Allergy” と “Food Allergen” に整合させるのは簡単ではないと思われる。整合性をどう確保するか、日本からも積極的に提案していくことが重要だと考える。

(穠山浩委員) アレルゲンの定義について、両文書では substance (物質)、food (食品)、ingredient (原材料) など対象が異なる。例えば、卵をターゲットとするか、オボアルブミンを対象とするかでは取扱いが異なるがどのように考えるか。

(事務局) 討議文書の作成に関心を示している国は現時点では不明。これら2つの文書は、それぞれ食品表示と工程管理のために作成された文書であり、観点が異なることから、次回会合までに各文書の策定時の議論も精査の上、定義の整合化の要否について検討していきたい。

(3) 第 17 回食品汚染物質部会 (CCCF)

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(山口隆司委員) 食品包材へのリサイクル材の使用に関するガイダンス開発に向けた回付文書 (CL 2024/20-CAC) へ、日本としてどのようなコメントを提出するのか。

(事務局) 今年5月締め切りで、リサイクル素材の食品包装への使用に関連した食品安全に関するガイダンスの作成につながる新規作業への関心、価値、必要性についての有無を計るための回付文書 (CL 2024/20-CAC) による各国への照会があり、我が国からもコメントを提出した。

我が国からは、コーデックスの枠組みで議論していくことが有益である旨に加えて、我が国における規制やガイドラインの作成状況等について回答を行った。今後、第 47 回コーデックス総会 (2024 年 11 月予定) 等にて議論される可能性があるため、引き続き各国の状況等を注視してまいりたい。

議題 5 特定の食品群中の鉛の最大基準値 (ステップ 4)

(穠山浩委員) スパイス等の鉛の最大基準値が決まっているが、これは ALARA (as low as reasonably achievable) の原則に基づく違反率は何%か。

(事務局) これまでの部会の中で明示的に違反率の数値は決めないとしているが、概ね 5%未満。5%未満であれば貿易上の影響が大きくなり、ALARA と言える範囲と考えられている。

(穠山浩委員) それを基に各国の食事喫食量でリスク評価するのか。

(事務局) 違反率だけでなく暴露の低減効果も合わせて検討する。「議題 17 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス」とも関係する。

(辻山弥生委員) 乾燥仮種皮からなるスパイス類のデータ解析に使用したスパイス類の情報は、「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (CXS 193-1955、GSCTFF)」に記載するのではなく、日本・オランダが作成する作業文書に収載するとあるが、コーデックスのウェブサイトに掲載されるイ

インフォメーションドキュメントになるのか。

(事務局) コーデックスのインフォメーションドキュメントではなく、部会の作業文書の一つとして、部会のウェブサイトには毎年新しいバージョンが掲載される。

議題 11 トロパンアルカロイド類に関する討議文書

(穂山浩委員) 日本ではチョウセンアサガオを間違えて食べてしまう事故があるが、海外では例えば食用のものや飼料に混ぜてしまう事故があり、議題になったのか。

(事務局) 海外では、意図した混入ではなく、雑草の種子としてチョウセンアサガオの種子が穀類に混入した食中毒の事例がある。既に、「豆類の規格 (CXS 171-1989)」、「ソルガムの規格 (CXS 172-1989)」、「トウモロコシの規格 (CXS 153-1985)」、「小麦及びデュラム小麦の規格 (CXS 1999-1995)」、「えん麦の規格 (CXS 201-1995)」などのコーデックス規格の中で、チョウセンアサガオなど有毒な雑草種子が混入してはならないとの規定があるが、毒素としての管理が今後議論になる。雑草管理を含めた実施規範の策定が重要であるため、「議題 10 ピロリジジンアルカロイド類に関する討議文書」で議論されている「ピロリジジンアルカロイド類の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014)」と一緒に改訂できないかという議論にもなったが、管理の観点が異なる部分もあるため、別の規範として策定することとなった。

議題 12 食品中のアクリルアミドに関する討議文書

(清水隆司委員) 資料 53 ページ、(議論) の項の第 2 パラグラフ後半に、「実態調査データの募集は将来的には検討されるが、現時点では早計であり、…」、「回付文書により低減措置に関する情報を収集することが…適切であるとされた。」とあるが、

- ① EWG 議長国インドの提案(「食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範 (CXC 67-2009)」の改訂及び JECFA によるデータ募集) に対して、日本政府としてどのように対処予定か。
- ② 現在、農林水産省がサーベイランスモニタリングの一環として実施している食品中のアクリルアミドの含有実態調査結果は、今後データ提供の対象となるか。
- ③ 今後発出されるアクリルアミド低減措置に関する新たなリスク管理措置に関する情報を収集するための回付文書に対して、日本政府から、農林水産省が策定した「食品中のアクリルアミドを低減するための指針 (第 1 版) (2013 年 11 月 27 日公表)」の内容を情報提供する予定か。

(事務局)

- ① 日本国政府としては農林水産省を中心に EWG に参画し、討議文書の作成に協力していく予定。
- ② 実態調査データの募集は時期尚早であることが確認されたが、今後、JECFA による再評価や最大基準値の検討が行われる場合には、農林水産省が実施しているサーベイランスデータを日本の実態データとして提出していく予定。
- ③ 農林水産省が作成した指針自体は、現在のコーデックスの実施規範とも整合する形で作成しており、新たな対策や技術を含むものではない。しかし、指針を通じて対策を普及することで、製造事業者による自主的な低減が実際に進んでいることは情報提供が可能と考えている。また、回付文書への対応としては、基本的には、実施規範の策定以降に利用可能となった、新

しい技術や対策について提供するものであり、事業者からの聞き取りなどにより、そうした情報があれば提供していく予定。

議題 21 汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな課題についての先見性

(山口隆司委員) 次回のサイドイベントでの検討対象は、EU から紹介のあった新興課題である①ミネラル炭化水素、②海藻中の重金属、③ルピン豆及びルピン豆類中のキノリジジナルカロイド、そして、ニュージーランドが情報提供した④農業（農産品）における環境阻害剤ということか。

(事務局) 次回のサイドイベントにおいては、今回、具体的に提起された4物質に限らず、回付文書による各国からの情報提供を受けて検討が行われる。

今次会合では、ミネラル炭化水素、海藻中の重金属、ルピン豆及びルピン豆類中のキノリジジナルカロイドについては、具体的なリスク管理措置検討についての意見があり、「その他の議題」で検討することが提案された。しかし、具体的な作業提案がなかったことから、次回会合でも引き続き、対応について検討が行われるものと承知している。その具体的な検討を、サイドイベント中で行うのかは現時点では未定である。

環境阻害剤については、第26回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDV）（2024年10月予定）、第55回CCPR（2024年6月予定）の前に、サイドイベントが企画されており、それらの部会における議論などを通じて、コーデックスにおける取り扱いが見えてくるものと考えている。

なお、CCCFにおいては、環境阻害剤などの新興汚染物質の食品への意図しない残留を念頭に、2019年に「規制値のない場合の食品汚染物質の検出事例後における迅速なリスクアナリシスに関するガイドライン（CXG 92-2019）」を策定しており、環境阻害剤を汚染物質としてとらえた場合のリスク管理の考え方に関する政府向けガイダンスを策定済みである。

その他

(辻山弥生委員) 議題数が多く大変だったと思うが、わかりやすい説明をしていただき感謝。お願いであるが、説明を初めて聞く委員や傍聴者にもGSCTFFやALARAが何かわかるよう説明していただきたい。また、「議題6 魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ4）」の説明では、いきなり「インクリメントサンプル」と出てくるが、括弧で説明を入れる等の工夫をしていただきたい。

(事務局) ご意見に感謝。それらの点については改善した上で後日ホームページに掲載したい。

(以上)